会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

日医発第 1718 号(保険)
令和 8 年 1 月 28 日

都道府県医師会
　社会保険担当理事 殿
郡市区医師会
　社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長島公之
(公印省略)

2 月中のベースアップ評価料の届出をご検討ください
（まだ届出をされていない診療所向け）

医療機関に勤務する職員の賃上げを実施するための診療報酬上の評価である「ベースアップ評価料」について、まだ届出をされていない診療所は、以下の理由により、2 月中に届出を行っていただきたく、今般、別添の説明資料を作成しましたので、貴会会員への周知徹底についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

＜2 月中の届出をお願いする理由＞

① 国の令和 7 年度補正予算における賃上げ支援事業として、診療所であれば 1 施設当たり 15 万円、有床診療所であれば 1 床当たり 7.2 万円の給付金が支給されることになりました。
本事業の対象となる診療所は、原則として、令和 8 年 3 月 1 日時点で「ベースアップ評価料」を届け出ている診療所とされております。
（※上記事業では、賃上げ支援事業のみならず物価支援事業も講じられております。詳細については、別途ご案内申し上げました令和 8 年 1 月 27 日付け日医発第 1713 号(医経)(保険)「令和 7 年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」をご確認ください。）

② 令和 8 年 6 月から施行される令和 8 年度診療報酬改定では、ベースアップ評価料が見直される見込みですが、令和 7 年度以前から届け出ている医療機関と、令和 8 年度から届け出る医療機では、算定できる点数に差が付く方向性で検討中となっております。
（※「ベースアップ評価料」の見直しも含め、令和 8 年度診療報酬改定については、現在、中医協において検討中であり、正式な内容については、後日、改めてお知らせいたします。）

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

<添付資料>
2 月中に外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の届出をする場合の説明資料

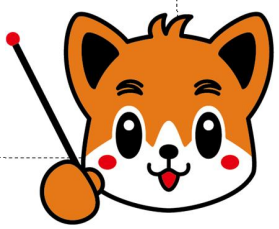
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

令和８年２月中の届出を是非ご検討ください

【理由】

・令和7年度　医療機関等における
賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施

・令和8年度診療報酬改定（賃上げ対応）



令和７年度補正予算

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱　（抜粋）

3. 診療所等賃上げ支援事業

（3） 本事業の対象となる医療機関

本事業の対象となる医療機関等のうち、

ア　有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションは
令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※）を届け出ている施設

（※）「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

（5） 給付金の支給額

給付金の支給額は以下のとおり算定する。

・ 有床診療所（医科・歯科）

許可病床数 × 72千円

（※：使用許可病床数が2床以下の場合は1施設 × 150千円を支給する。）

・ 無床診療所（医科・歯科）

1施設 × 150千円